26 日獣発第 102 号
平成 26 年 7 月 4 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

獣医療法施行規則の一部改正について

このことについて、平成 26 年 6 月 26 日付け 26 消安第 1164 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、平成 26 年 6 月 26 日付けで「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」が公布・施行され、別添のとおり改正された旨、都道府県知事宛てに通知したので、留意するとともに本会会員への周知を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　笹川
TEL　03－3475－1601

写

２６消安第１１６４号
平成２６年６月２６日

公益社団法人日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局長

獣医療法施行規則の一部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しましたので、御留意いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
26.6.30
第179号

（別添）

写

２６消安第１１６４号
平成２６年６月２６日

知事　殿

農林水産省消費・安全局長

獣医療法施行規則の一部改正について

平成２６年６月２６日付けで、別添のとおり「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成２６年農林水産省令第３９号）が公布されましたのでお知らせします。

診療用放射線の防護等については、引き続き関連規程に基づき御指導いただくとともに、貴管下の関係者への周知方お願いします。

○農林水産省令第三十九号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第五条第二項の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「措置」の下に「（ＣＴエックス線装置にあっては、第一号に掲げるものを除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

獣医療法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）

改正案	現行
（エックス線装置の防護） 第八条　診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。 一・二　（略） 2　（略） 3　診療施設の管理者は、撮影用エックス線装置について、第一項に規定するもののほか、次に掲げる措置（ＣＴエックス線装置にあっては、第一号に掲げるものを除く。）を講じなければならない。 一・二　（略） 4　（略）	（エックス線装置の防護） 第八条　診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。 一・二　（略） 2　（略） 3　診療施設の管理者は、撮影用エックス線装置について、第一項に規定するもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。 一・二　（略） 4　（略）